



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

## No.94

発行：東濃西部広域行政事務組合

### 通信販売を利用して、贈り物をするときの気遣い。

通信販売のシステムを利用して家族や知人に贈り物をすることはありませんか。相談窓口には宅配便で荷物が届いたが、注文した覚えがない、という相談が急増しています。もちろん、注文していない商品を勝手に送り付け、代金を請求する「送り付け商法」の場合もあります。しかし、請求がされていない商品の場合は、どなたからの贈り物や家族が購入したが、受取人に知らされていなかったということも少なくありません。何も知らない受取人はせっかくの贈り物を不審な荷物と勘違いしてしまいます。その場合、送り状に注文者の情報の記載がなく、送り元が事業者の名前で発送していることが多いです。送り主は事業者に注文者名の記名を依頼するか、事前に受取人に商品が届くことを伝えておく気遣いが必要です。



こんな相談ありました



飲食チェーン店のチャージ機能がある会員カードに1万円残高があった。しかし、居住地の店舗・近隣の店舗が立て続けに閉店。遠方までいかなければ利用できる店舗がない。返金してもらえないか。

チャージ残高の返金は原則できません。例外でチャージ金が返金されるのは、カードが廃止される場合であって、かつ、払い戻しの義務付けられている対象事業者だけです。この相談の場合は遠方であっても利用できない（廃止されている）わけではないため、事業者に返金義務はありません。事業者と話し合っ解決することになります。

### 7月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	12件
訪問販売	10件
訪問購入	0件
通信販売	40件
連鎖販売	2件
電話勧誘	19件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	12件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。  
例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業